

公 告

利用分量割戻金に関する公告

2026 年 6 月 17 日開催の生活協同組合連合会コープきんき事業連合第 23 回通常総会において決定した利用分量割戻しを下記の通り実施します。

記

1. 対象会員

生活協同組合コープしが、京都生活協同組合、市民生活協同組合ならコープ、大阪よどがわ市民生活協同組合、生活協同組合おおさかパルコープ、大阪いずみ市民生活協同組合、わかやま市民生活協同組合の 7 会員

2. 利用分量割戻金

利用分量割戻金は、2025 年 3 月 21 日から 2026 年 3 月 20 日までの期間における宅配食品事業、宅配家庭用品事業、ギフト事業、通販事業の 7 会員生協への当連合会供給高の 0.039%です。

3. 利用分量割戻金の請求・支払い

定款第 70 条第 9 項の規定に基づき、会員の指定する金融機関の口座に振り込みます。

4. 支払日

2026 年 6 月 30 日

2026 年 6 月 17 日

生活協同組合連合会コープきんき事業連合

代表理事 理事長 小池 隆博